

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則改正 新旧対照表

新	旧
<p>(証明書等)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u></p> <p>(8) 【略】</p>	<p>(証明書等)</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(7) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)別記様式第2の様式によるものに限る。)</u></p> <p>(8) 【略】</p>